

松山市内の中小事業者の人材確保を
サポートいただける人材紹介事業者を募集します。

松山市成功報酬型 人材紹介サービス利用補助金 ～ 指定事業者 募集のお知らせ ～



この補助金制度の概要

松山市成功報酬型人材紹介サービス利用補助金は、
松山市内の中小事業者が新卒人材などを無期雇用（正社員採用）するために、
人材紹介サービスを利用し、雇用に至った場合に支払う報酬の一部を補助する制度です。

今回の制度では、**中小事業者が利用できる人材紹介サービスの事業者は、
松山市が指定する事業者(以下「指定事業者」という。)の中から選択していただく**こととしています。

■ 補助額 補助対象経費の1/2（上限50万円）

指定事業者の要件

以下のすべての要件を満たす事業者です。

- 有料職業紹介事業の許可事業者であること。
- 提供するサービスが**成功報酬型（雇用の成立時に手数料の支払い）**であり、**返戻金制度を設けている**こと。
- 次のア～ウに掲げる場合における返戻金制度に基づく返戻金比率を平均した比率が、**50%以上**。
ただし、厚生労働省編職業分類表(職業安定法（昭和22年法律第141号）第15条に規定する職業分類表）の
大分類に掲げる【医療・看護・保健の職業】【保育・教育の職業】【福祉・介護の職業】にある者の
返戻金比率については、35%以上。
 - ア 雇用人材が入社後1箇月以内に退職した場合
 - イ 雇用人材が入社1箇月後、2箇月以内に退職した場合
 - ウ 雇用人材が入社2箇月後 3箇月以内に退職した場合
- 有料職業紹介事業において、**3年以上の業務実績**があること。
- 厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」に、**業務実績や返戻金制度の有無、手数料等**が掲載されていること。

その他詳細は、
補助金の要領をご確認ください。

申請に必要な書類

- 松山市成功報酬型人材紹介サービス利用補助金指定事業者申請書（様式第1号）
- 有料職業紹介事業許可証の写し（有効期限内のもの）
- 事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- 求人票の様式
- 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- 返戻金の内容が分かるもの

※その他、必要に応じて資料提出を求める場合があります。

注目

申請方法は裏面を
ご覧ください！

申請方法

※令和5年度にご登録いただいた人材紹介サービス事業者様も、改めてご登録いただく必要があります。

① 申請書類の提出

申請書様式に必要書類を添えて、締切までに、**郵送** 又は **窓口申請** にて、以下の申請先までご提出ください。

【締切】 令和6年12月20日（金）《必着》

② 審査・決定

内容の確認及び審査を行い、指定を決定した場合、結果を通知します。

注意事項

- 指定事業者として指定された日以後で、中小事業者に対して、求人票の作成、見積書の作成を行ってください。
- 求人票には作成日が必要です。
- 見積書について、求人する人材の想定年収に幅が生じる場合、高い額での作成をお願いいたします。
見積額に基づいて、中小事業者の補助対象金額が承認されます。

申請先・問い合わせ先

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課 (労政雇用担当)

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

【TEL】089(948)6548 【FAX】089(934)1844

【MAIL】keiei@city.matsuyama.ehime.jp

【市HP(本補助金制度関係ページ)】

[松山市成功報酬型人材サービス利用補助金 \(松山市公式ホームページ\)](https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/seikohosyu060401.html)

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/seikohosyu060401.html>

市ホームページ
(本補助金関係)

